明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕
○投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府一一）　二
○消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同一二）　七
〔省令〕
○特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令（法務三）　九
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（同四）　一〇
○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境三）　一六
○大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（同四）　一七
〔告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務三四）　一九
○出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件（同三五）　三一
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件（同三六）　三四
○中部国際空港の施設の変更を許可し、かつ、同空港について指定した延長進入表面、円錐表面及び外側水平表面に変更を加える件（国土交通九三）　三四
〔公告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　三七
裁判所
破産、免責、再生関係　三八
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　六六
地方公共団体
行旅死亡人、高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定関係　六七
会社その他
会社決算公告　七〇

府　令

○内閣府令第十一号

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第六十七条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第六十九条の二並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の十五第二号イ及びロ並びに第二十七条第二号イ及びロの規定に基づき、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年二月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（規約の記載事項の細目） **第百五条**　法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　法第六十七条第一項第七号に掲げる事項　次に掲げるもの ［イ～ホ　略］ ヘ　資産を主として非上場株券等資産（次に掲げるものをいう。）又は不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、これらの資産のみを信託する信託の受益権又は第二百二十一条の二第一項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨 (1)　株券若しくは金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものであって金融商品取引所若しくは外国金融商品市場に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当する株券（(2)において「上場株券」という。）を発行する者以外の者の発行する株券等（株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同号に掲げる有価証券で株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものをいう。(2)において同じ。） (2)　(1)の株券等を取得した後にその株券等を発行する者の発行する株券又は金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものが上場株券に該当することとなった場合において、引き続き保有する当該株券等（当該株券等が新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同号に掲げる有価証券で新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものである場合にあっては、これらの有価証券に係る新株予約権又は外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものを行使することにより取得する上場株券を含む。）	（規約の記載事項の細目） **第百五条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ホ　同上］ ヘ　資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、これらの資産のみを信託する信託の受益権又は第二百二十一条の二第一項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨 ［加える。］ ［加える。］

(3)　投資信託若しくは外国投資信託（信託財産を主として(1)又は(2)に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。）の受益証券、投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券のうち資産を主として(1)又は(2)に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人の発行するもの又は金融商品取引法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を主として(1)又は(2)に掲げるものに対して投資する出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。(4)において同じ。）に係るもの (4)　投資信託若しくは外国投資信託（信託財産を主として(1)から(3)までに掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。）の受益証券、投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券のうち資産を主として(1)から(3)までに掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人の発行するもの又は金融商品取引法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を主として(1)から(3)までに掲げるものに対して投資する出資対象事業に係るもの ［ト・チ　略］ ［二～七　略］ （投資主との合意により自己の投資口を取得することができる投資法人が運用の目的とする資産） **第百二十八条の二**　令第六十九条の二に規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、第百五条第一号ヘに規定する非上場株券等資産又は不動産等資産とする。	［加える。］ ［ト・チ　同上］ ［二～七　同上］ （投資主との合意により自己の投資口を取得することができる投資法人が運用の目的とする資産） **第百二十八条の二**　令第六十九条の二に規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、第百五条第一号ヘに規定する不動産等資産とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第二条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（適用除外有価証券等） **第二十五条**　［略］ 2　令第二十七条第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、非上場株券等資産（次に掲げるものをいう。）又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第百五条第一号ヘに規定する不動産等資産をいう。 一　株券若しくは法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものであって金融商品取引所若しくは外国金融商品市場に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当する株券（次号において「上場株券」という。）を発行する者以外の者の発行する株券等	（適用除外有価証券等） **第二十五条**　［同上］ 2　令第二十七条第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第百五条第一号ヘに規定する不動産等資産をいう。 ［号を加える。］

（株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同項第十七号に掲げる有価証券で株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものをいう。次号において同じ。）

二　前号の株券等を取得した後にその株券等を発行する者の発行する株券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものが上場株券に該当することとなった場合において、引き続き保有する当該株券等（当該株券等が新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同号に掲げる有価証券で新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものである場合にあっては、これらの有価証券に係る新株予約権又は外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものを行使することにより取得する上場株券を含む。）

三　投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。次号において同じ。）若しくは外国投資信託（同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。次号において同じ。）（信託財産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。）の受益証券、投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券のうち資産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人（同条第十二項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）若しくは外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号において同じ。）の発行するもの又は法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて前二号に掲げるものに対する投資を行う出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。次号において同じ。）に係るもの

四　投資信託若しくは外国投資信託（信託財産の総額の百分の五十を超える額を前三号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。）の受益証券、投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券のうち資産の総額の百分の五十を超える額を前三号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人の発行するもの又は法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて前三号に掲げるものに対する投資を行う出資対象事業に係るもの

3　令第二十七条第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）の決算（当該決算が公表がされた（法第百六十六条第四項に規定する公表がされたをいう。以下この項において同じ。）ものでない場合は、最近営業期間の前営業期間の決算）又は公表がされた情報（最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が公表されたものでない場合で

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

3　令第二十七条第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）の決算（当該決算が公表がされた（法第百六十六条第四項に規定する公表がされたをいう。以下この項において同じ。）ものでない場合は、最近営業期間の前営業期間の決算）又は公表がされた情報（最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が公表されたものでない場合で

あって最近営業期間の前営業期間がない場合に限る。）において投資法人の資産の総額のうちに占める前項に規定する非上場株券等資産又は不動産等資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令の一部改正）

第三条　金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（適用除外有価証券等） **第二条**　［略］ 2　令第十四条の十五第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、非上場株券等資産（次に掲げるものをいう。）又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第百五条第一号ヘに規定する不動産等資産とする。 一　株券若しくは法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものであって金融商品取引所若しくは外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当する株券（次号において「上場株券」という。）を発行する者以外の者の発行する株券等（株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものをいう。次号において同じ。） 二　前号の株券等を取得した後にその株券等を発行する者の発行する株券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものが上場株券に該当することとなった場合において、引き続き保有する当該株券等（当該株券等が新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同号に掲げる有価証券で新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものである場合にあっては、これらの有価証券に係る新株予約権又は外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものを行使することにより取得する上場株券を含む。） 三　投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。次号において同じ。）若しくは外国投資信託（同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。次号において同じ。）（信託財産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。）の受益証券、投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号及び次号において同じ。）若しくは外国投資証券（同項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。次号において同じ。）で投資証券に類する証券のうち資産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号及び第四条第七号において同じ。）	（適用除外有価証券等） **第二条**　［同上］ 2　令第十四条の十五第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第百五条第一号ヘに規定する不動産等資産とする。 ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］

の発行するもの又は法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて前二号に掲げるものに対する投資を行う出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。次号において同じ。）に係るもの	
四　投資信託若しくは外国投資信託（信託財産の総額の百分の五十を超える額を前三号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。）の受益証券、投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券のうち資産の総額の百分の五十を超える額を前三号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人の発行するもの又は法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて前三号に掲げるものに対する投資を行う出資対象事業に係るもの	［号を加える。］
3　令第十四条の十五第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下この項において同じ。）の決算又は公表された情報（最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が確定していない場合に限る。）において投資法人の資産の総額のうちに占める前項に規定する非上場株券等資産又は不動産等資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人とする。	3　令第十四条の十五第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下この項において同じ。）の決算又は公表された情報（最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が確定していない場合に限る。）において投資法人の資産の総額のうちに占める前項に規定する不動産等資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人とする。
（取引関係者） **第四条**　法第二十七条の三十六第一項第一号に規定する金融商品取引業者、登録金融機関、信用格付業者又は投資法人その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。	（取引関係者） **第四条**　［同上］
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品取引業、登録金融機関業務、信用格付業、第五号に規定する業務若しくは高速取引行為と同種類の業務を行う者又は外国投資法人	七　外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品取引業、登録金融機関業務、信用格付業、第五号に規定する業務若しくは高速取引行為と同種類の業務を行う者又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この府令の施行の際、規約に第一条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下この条において「新投信法施行規則」という。）第百五条第一号ヘ（非上場株券等資産に係る部分に限る。）に規定する事項を定めていない投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人については、新投信法施行規則第百五条（第一号ヘ（非上場株券等資産に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、この府令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府令第十二号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の施行及び消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第三百七十四号）の施行に伴い、並びに消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十五条第二項の規定に基づき、消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年二月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（身体の障害） **第二条**　令第六条第一号ロの内閣府令で定める身体の障害は、次に掲げるものとする。 ［一～六　略］ （報告の期限及び様式） **第三条**　［略］ ２　前項の報告書は、日本語で記載するものとする。	（身体の障害） **第二条**　令第五条第一号ロの内閣府令で定める身体の障害は、次に掲げるものとする。 ［一～六　同上］ （報告の期限及び様式） **第三条**　［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

様式第一を次のように改める。

様式第一（第三条関係）

報　告　書

（注）※印の欄には記入しないこと。

※管理番号	
※受付年月日	年　月　日

製品名 ※品名（ブランド名）は、「品名（ブランド名）」欄に記載すること。				品名（ブランド名）			
				機種・型式			
事故発生年月日	年　月　日　午前・午後　時頃					（生産地名：　　）	
火災の有無	1.有　2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有　2.無	製品被害の有無	1.有　2.無		
人的被害区分	①死亡（　）名						
	②負傷又は疾病（治療に要する期間が30日以上のもの）（　）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名 6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名 8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名						
	③負傷又は疾病（治療に要する期間が30日未満のもの）（　）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名 6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名 8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名						
	④人的被害なし						
事故内容	①事実関係（事故発生時の状況、経緯等） 当該機種・型式による重大製品事故の発生件数：　　件（本件を除く。） ②事故発生の原因 1.設計不良　2.製造不良　3.使用部品又は材料の不良　4.経年劣化　5.表示の不備 6.取扱説明書の不備　7.据付・工事の不良　8.調査未着手又は調査中のため不明 9.調査不能のため不明　10.その他（　　） （以下、詳細を記述すること。また、8.を選択した場合は、調査方針、調査時期等、今後の予定についても記述すること。）						
	③事故に係る再発防止の措置 1.製造の中止　2.輸入の中止　3.販売の中止　4.製品の改良　5.製造工程の改善 6.品質管理の強化　7.製品の回収　8.製品の点検・修理　9.消費者に注意喚起 10.表示の改善　11.取扱説明書の改善　12.特に措置しない　13.検討中 14.その他（　　） （以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述すること。また、13.を選択した場合は、対応方針、対応時期等、今後の予定についても記述すること。）						
	④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先 （名称）： （連絡先）：						

	⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先 （名称）： （連絡先）：
事故を認識した契機	（認識した契機）：
	（認識した年月日） 年　月　日　午前・午後　時頃
事故発生場所 ※住所は、都道府県から記載すること。	●（住所）：
	（具体的場所）：

☆当該機種・型式の製品に関する製造時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
	（数量）：
☆当該機種・型式の製品に関する輸入時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
	（数量）：
☆当該機種・型式の製品に関する販売時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
	（数量）：

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づく本報告書の開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある場合は、以下の□を黒く塗りつぶすこと。

□　行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある。

製造・輸入事業者の名称（法人名／個人事業主名等）、所在地等	（名称）： （報告者の業種）1.製造事業者　2.輸入事業者（※） （届出の有無）　1.有　2.無 「1.有」の根拠となる法律名： 1.電気用品安全法（旧：電気用品取締法） 2.液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 3.ガス事業法 4.消費生活用製品安全法
	（所在地）： （電話番号）： （担当部署）： （担当部署電話番号）： ●（担当者役職）： ●（担当者氏名）： ●（電子メールアドレス）：
所属の業界団体名及び同所在地	（名称）：
	（所在地）： （電話番号）：
※　特定輸入事業者の場合、国内管理人の名称、所在地等	（名称）： （所在地）： （電話番号）： ●（担当者氏名）： ●（電子メールアドレス）：

（備考）　1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2　●印の項目に係る記載内容（事故発生場所（住所）については、町村以下の部分に限る。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、法人役員の役職及び氏名その他既に公表されているものについては開示される。

様式第二を次のように改める。

様式第二（第四条関係）

（表　面）

第　　号

消費生活用製品安全法第41条第３項の規定による

立　入　検　査　証

写

押　出
スタンプ

真

官職及び氏名

年　月　日生

年　月　日交付

消費者庁長官　　印

（裏　面）

消費生活用製品安全法抜粋

（立入検査）

第41条　（略）

２　（略）

３　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　前３項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５～11（略）

12　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一～十二（略）

十三　第41条第１項から第３項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十四（略）

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

附　則

この府令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

省令

○法務省令第三号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の五第三項及び第八項の規定に基づき、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月十七日

法務大臣　鈴木　馨祐

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付したもののように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。 ［一～十二　略］ 十二の二　特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとしていること。 十三　［略］ 2　［略］ （一号特定技能外国人支援計画の基準） **第四条**　法第二条の五第八項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関（契約により他の者に一号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。 ［二～五　略］	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　［同上］ ［一～十二　同上］ ［号を加える。］ 十三　［同上］ 2　［同上］ （一号特定技能外国人支援計画の基準） **第四条**　［同上］ 一　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関（契約により他の者に一号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において適切に実施することができるものであること。 ［二～五　同上］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前にされた次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一　在留資格を有する外国人からされた出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二十条第二項の規定による法別表第一の二の表の特定技能の在留資格への変更の申請であって、この省令の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

二　法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者からされた法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請であって、この省令の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

三　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人からされた法第六条第二項の規定による上陸の申請であって、この省令の施行の際、法第三章第一節又は第二節の規定による上陸の許可の証印をするかどうかの処分がされていないもの

四　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人からされた法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付の申請であって、この省令の施行の際、交付をするかどうかの処分がされていないもの

所属機関等作成用３　Ⅴ（「特定技能（1号）」・「特定技能（2号）」）

(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無
有(内容:　　)・無

(23)外国人の活動内容に関する文書を作成し，活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
有・無

(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無
有(内容:　　)・無

(25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無
有(内容:　　)・無

(26)1号特定技能外国人支援に要する費用について，直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)
有・無

(以下(27)，(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)

(27)次のいずれかに該当することの有無　有・無
(有の場合は該当するものを選択)
□①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること
(内容:　　)
□②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること
(内容:　　)
□③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること
(内容:　　)
□④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること

(28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無
有(内容:　　)・無

(29)労災保険加入等の措置の有無
有(内容:　　)・無

(30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無　有・無

(31)外国人の報酬を，当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており，かつ，後者の場合には，出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し，その確認を受けることとしていることの有無
有・無

(32)特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し，地方公共団体からの共生社会関係施策に対する協力要請に対し，必要な協力をすることとしていることの有無
有・無
○ 当該外国人に活動をさせる事業所の所在地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無　有・無
提出年月日・提出先名(　　年　　月　　日提出　　市・区・町・村長)
○ 当該外国人の住居地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無　有・無
提出年月日・提出先名(　　年　　月　　日提出　　市・区・町・村長)

(33)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
有・無

(以下(34)から(42)は申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合であって，契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)

(34)支援責任者名　＿＿＿＿＿＿＿＿　所属・役職　＿＿＿＿＿＿＿＿
役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無　有・無

(35)支援担当者名　＿＿＿＿＿＿＿＿　所属・役職　＿＿＿＿＿＿＿＿
役員又は職員の中から，活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無　有・無

(36)次のいずれかに該当することの有無　有・無
(有の場合は該当するものを選択)
□①過去2年間において法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること
□②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること
□③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること　(内容:　　)

(37)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を，外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無
有・無

(38)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し，1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
有・無

○法務省令第四号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第二十条第二項及び第二十一条第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月十七日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記第六号の三様式所属機関等作成用３　Ⅴ（「特定技能（1号）」・「特定技能（2号）」）を次のように改める。

別記第六号の三様式所属機関等作成用４　Ⅴ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用４　Ⅴ（「特定技能（1号）」・「特定技能（2号）」）

(39)支援責任者及び支援担当者が，1号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であることの有無
有・無

(40)特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無
有（内容：　　）・無

(41)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無
有・無

(42)適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）
有・無

4　1号特定技能外国人支援計画（申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入）

(1)在留資格認定証明書の交付申請前の，特定技能雇用契約の内容，本邦において行うことができる活動の内容，上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する，外国人が十分に理解することができる言語による情報提供の実施の有無
有・無

(2)上記(1)について，対面により，又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無　有・無

(3)出入国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無　有・無

(4)適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無　有・無

(5)金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無
有・無

(6)本邦入国後に，本邦での生活一般に関する事項，国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続，相談又は苦情の申出に関する連絡先，十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項，防災・防犯に関する事項，緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無
有・無

(7)外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり，必要に応じ，関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無

(8)日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無　有・無

(9)外国人が十分に理解することができる言語により，相談又は苦情の申出に対して，遅滞なく，適切に応じるとともに，必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無

(10)外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無　有・無

(11)外国人が，その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は，転職支援をすることとしていることの有無
有・無

(12)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談（外国人と行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談）を実施し，問題の発生を知ったときは，その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無
有・無

(13)1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し，当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無
有・無

(14)特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無（当該事項が定められている場合に記入）
有・無

(15)支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって，かつ，支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無
有・無

(16)1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）
有・無

5　登録支援機関（申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合であって，契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合に記入）

(1)氏名又は名称　　(2)法人番号（13桁）

(3)雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略　　－　　－

(4)住所（所在地）　　電話番号

(5)代表者の氏名

(6)登録番号　　(7)登録年月日　　年　月　日

(8)支援を行う事務所の名称　　(9)所在地

(10)支援責任者名　　(11)支援担当者名

(12)対応可能言語　　(13)支援委託手数料（月額／人）

以上の記載内容は事実と相違ありません。
特定技能所属機関名、代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

別記第三十号様式所属機関等作成用３　Ⅴ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用３　Ⅴ（「特定技能（1号）」・「特定技能（2号）」）

(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無

有（内容:　　）・無

(23)外国人の活動内容に関する文書を作成し，活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無

有・無

(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無

有（内容:　　）・無

(25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無

有（内容:　　）・無

(26)1号特定技能外国人支援に要する費用について，直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無（申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入）

有・無

（以下(27)，(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入）

(27)次のいずれかに該当することの有無　有・無

（有の場合は該当するものを選択）

□①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること

（内容:　　）

□②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること

（内容:　　）

□③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること

（内容:　　）

□④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること

(28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無

有（内容:　　）・無

(29)労災保険加入等の措置の有無

有（内容:　　）・無

(30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無　有・無

(31)外国人の報酬を，当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており，かつ，後者の場合には，出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し，その確認を受けることとしていることの有無

有・無

(32)特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し，地方公共団体からの共生社会関係施策に対する協力要請に対し，必要な協力をすることとしていることの有無

有・無

○ 当該外国人に活動をさせる事業所の所在地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無　有・無
提出年月日・提出先名（　　年　　月　　日提出　　市・区・町・村長）

○ 当該外国人の住居地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無　有・無
提出年月日・提出先名（　　年　　月　　日提出　　市・区・町・村長）

(33)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）

有・無

（以下(34)から(42)は申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって，契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入）

(34)支援責任者名　　所属・役職

役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無　有・無

(35)支援担当者名　　所属・役職

役員又は職員の中から，活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無　有・無

(36)次のいずれかに該当することの有無　有・無

（有の場合は該当するものを選択）

□①過去2年間において法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること

□②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る）をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること

□③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること（内容:　　）

(37)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を，外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無

有・無

(38)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し，1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無

有・無

別記第三十号様式所属機関等作成用４　Ⅴ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用４　Ⅴ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）

(39)支援責任者及び支援担当者が，1号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であることの有無
有・無

(40)特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無
有（内容：　　）・無

(41)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無
有・無

(42)適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）
有・無

4　1号特定技能外国人支援計画（申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入）

(1)出国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無　有・無

(2)適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無　有・無

(3)金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無
有・無

(4)在留期間更新後に，本邦での生活一般に関する事項，国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続，相談又は苦情の申出に関する連絡先，十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項，防災・防犯に関する事項，緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無
有・無

(5)外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり，必要に応じ，関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無

(6)日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無　有・無

(7)外国人が十分に理解することができる言語により，相談又は苦情の申出に対して，遅滞なく，適切に応じるとともに，必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無

(8)外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無　有・無

(9)外国人が，その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は，転職支援をすることとしていることの有無
有・無

(10)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談（外国人と行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談）を実施し，問題の発生を知ったときは，その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無
有・無

(11)1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し，当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無
有・無

(12)特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無（当該事項が定められている場合に記入）
有・無

(13)支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって，かつ，支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無
有・無

(14)1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）
有・無

5　登録支援機関（申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって，契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合に記入）

(1)氏名又は名称　　(2)法人番号（13桁）

(3)雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略　－　－

(4)住所（所在地）　　電話番号

(5)代表者の氏名

(6)登録番号　　(7)登録年月日　　年　月　日

(8)支援を行う事務所の名称　　(9)所在地

(10)支援責任者名　　(11)支援担当者名

(12)対応可能言語　　(13)支援委託手数料（月額／人）　　円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
特定技能所属機関名，代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

別記第三十号の二様式所属機関等作成用３　Ⅴ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用３　Ⅴ（「特定技能（1号）」・「特定技能（2号）」）

(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無

有（内容:　　）・無

(23)外国人の活動内容に関する文書を作成し，活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無

有・無

(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無

有（内容:　　）・無

(25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無

有（内容:　　）・無

(26)1号特定技能外国人支援に要する費用について，直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無（申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入）

有・無

(以下(27)，(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)

(27)次のいずれかに該当することの有無　　有・無

（有の場合は該当するものを選択）

□①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること

（内容:　　）

□②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること

（内容:　　）

□③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること

（内容:　　）

□④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること

(28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無

有（内容:　　）・無

(29)労災保険加入等の措置の有無

有（内容:　　）・無

(30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無　　有・無

(31)外国人の報酬を，当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており，かつ，後者の場合には，出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し，その確認を受けることとしていることの有無

有・無

(32)特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し，地方公共団体からの共生社会関係施策に対する協力要請に対し，必要な協力をすることとしていることの有無

有・無

○ 当該外国人に活動をさせる事業所の所在地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無　　有・無
提出年月日・提出先名（　　年　　月　　日提出　　市・区・町・村長）

○ 当該外国人の住居地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無　　有・無
提出年月日・提出先名（　　年　　月　　日提出　　市・区・町・村長）

(33)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）

有・無

(以下(34)から(42)は申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって，契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)

(34)支援責任者名　　所属・役職

役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無　　有・無

(35)支援担当者名　　所属・役職

役員又は職員の中から，活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無　　有・無

(36)次のいずれかに該当することの有無　　有・無

（有の場合は該当するものを選択）

□①過去2年間において法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること

□②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る）をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること

□③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること（内容:　　）

(37)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を，外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無

有・無

(38)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し，1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無

有・無

別記第三十号の二様式所属機関等作成用４　Ⅴ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用４　Ⅴ（「特定技能（1号）」・「特定技能（2号）」）

(39)支援責任者及び支援担当者が，1号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であることの有無
有・無

(40)特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無
有（内容:　　）・無

(41)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無
有・無

(42)適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）
有・無

4　1号特定技能外国人支援計画（申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入）

(1)出国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無　有・無

(2)適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無　有・無

(3)金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無
有・無

(4)在留期間更新後に，本邦での生活一般に関する事項，国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続，相談又は苦情の申出に関する連絡先，十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項，防災・防犯に関する事項，緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無
有・無

(5)外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり，必要に応じ，関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無

(6)日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無　有・無

(7)外国人が十分に理解することができる言語により，相談又は苦情の申出に対して，遅滞なく，適切に応じるとともに，必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無

(8)外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無　有・無

(9)外国人が，その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は，転職支援をすることとしていることの有無
有・無

(10)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談（外国人と行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談）を実施し，問題の発生を知ったときは，その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無
有・無

(11)1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し，当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無
有・無

(12)特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無（当該事項が定められている場合に記入）
有・無

(13)支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって，かつ，支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無
有・無

(14)1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）
有・無

5　登録支援機関（申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって，契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合に記入）

(1)氏名又は名称　　(2)法人番号（13桁）

(3)雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略　－　－

(4)住所（所在地）　　電話番号

(5)代表者の氏名

(6)登録番号　　(7)登録年月日　　年　月　日

(8)支援を行う事務所の名称　　(9)所在地

(10)支援責任者名　　(11)支援担当者名

(12)対応可能言語　　(13)支援委託手数料（月額／人）　　円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
特定技能所属機関名，代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○環境省令第三号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月十七日

環境大臣　浅尾慶一郎

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（狂犬病予防法の特例）	（狂犬病予防法の特例）
第二十一条の九　法第三十九条の七第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	**第二十一条の九**　法第三十九条の七第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　登録又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地	一　登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地
2　法第三十九条の七第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	2　法第三十九条の七第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　登録又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地	一　登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名、住所及び電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地
二　登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号	（新設）
三　届出日	（新設）
四～七　（略）	二～五　（略）
3　マイクロチップが装着されている犬の所在地の変更（新所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下この項及び第二十一条の十一第二項において同じ。）の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内への変更に限る。）に伴い、当該犬の所有者が法第三十九条の五第八項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届	（新設）

出又は法第三十九条の六第一項の変更登録を行った場合であって、法第三十九条の七第一項又は第三項の旧所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。第二十一条の十一において同じ。）は当該市町村長に次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　登録又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地

二　登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号

三　届出又は変更登録日

四　登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス

五　狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項

六　変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

（死亡等の届出）

第二十一条の十　法第三十九条の八の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二　（略）

三　前二号に掲げる場合のほか、登録されているマイクロチップの識別番号により犬又は猫の個体を識別することができなくなったとき。

2～4　（略）

（情報の提供）

第二十一条の十一　環境大臣は、都道府県知事に対し、法第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十四条の二第一項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

2　環境大臣は、都道府県知事及び市町村長に対し、法第三十五条第四項及び第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

3・4　（略）

（死亡等の届出）

第二十一条の十　法第三十九条の八の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二　（略）

（新設）

2～4　（略）

（情報の提供）

第二十一条の十一　環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。以下この条において同じ。）は、都道府県知事に対し、法第二十三条第一項、法第二十四条第一項及び法第二十四条の二第一項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

2　環境大臣は、都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、法第三十五条第四項及び同条第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

3・4　（略）

様式第22（第21条の５第２項関係）

年　　月　　日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の３第１項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

１　マイクロチップの識別番号	
２　犬又は猫の名	
３　犬又は猫の別	□犬　　□猫
４　犬又は猫の品種	
５　犬又は猫の毛色	
６　犬又は猫の生年月日	年　　月　　日
７　犬又は猫の性別	□雄（オス）　　□雌（メス）
８　２から７までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
９　マイクロチップの装着日	年　　月　　日
10　マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあっては獣医療法施行規則第１条第１項第３号に規定する開設の場所）	〒
11　マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

備　考　この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第22（第21条の５第２項関係）

年　　月　　日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の３第１項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

１　マイクロチップの識別番号	
２　犬又は猫の名	
３　犬又は猫の別	□犬　　□猫
４　犬又は猫の品種	
５　犬又は猫の毛色	
６　犬又は猫の生年月日	年　　月　　日
７　犬又は猫の性別	□雄（オス）　　□雌（メス）
８　２から７までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
９　マイクロチップの装着日	年　　月　　日
10　マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあっては獣医療法施行規則第１条第１項第３号に規定する開設の場所）	〒
11　マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

備　考　この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第23（第21条の７第１項関係）

年　　月　　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

申請者　氏（フリガナ）　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の５第２項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録を申請します。

記

1　登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2　登録を受けようとする者の個人又は法人の別	□個人　　□法人
3　登録を受けようとする者の電子メールアドレス	
4　犬又は猫の所在地	□登録を受けようとする者と同じ 〒
5　犬又は猫の名	
6　犬又は猫の別	□犬　　□猫
7　犬又は猫の品種	
8　犬又は猫の毛色	
9　犬又は猫の生年月日	年　　月　　日
10　犬又は猫の性別	□雄（オス）　　□雌（メス）
11　４から10までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
12　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録年月日	年　　月　　日

様式第23（第21条の７第１項関係）

年　　月　　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

申請者　氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の５第２項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録を申請します。

記

1　登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2　登録を受けようとする者の個人又は法人の別	□個人　　□法人
3　登録を受けようとする者の電子メールアドレス	
4　犬又は猫の所在地	□登録を受けようとする者と同じ 〒
5　犬又は猫の名	
6　犬又は猫の別	□犬　　□猫
7　犬又は猫の品種	
8　犬又は猫の毛色	
9　犬又は猫の生年月日	年　　月　　日
10　犬又は猫の性別	□雄（オス）　　□雌（メス）
11　４から10までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
12　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録年月日	年　　月　　日
13　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録番号	

13 狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録番号		
14 申請書を提出する者（登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合）	１）氏名（法人にあっては、名称及び担当者の氏名）	
	２）住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒
	３）電話番号	
15 動物取扱業者の別（登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	□第一種動物取扱業者　　□第二種動物取扱業者	
16 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	□販売： □保管： □貸出し： □訓練： □展示： □競りあっせん業： □譲受飼養業：	
17 第二種動物取扱業者の業種（登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	□譲渡し □保管 □貸出し □訓練 □展示	
18 親の雌犬又は雌猫のマイクロチップの識別番号（登録を受けようとする者が犬猫等販売業者の場合）	 マイクロチップの識別番号を記載できない場合の理由：	
19 添付書類	□マイクロチップ装着証明書	

備　考　この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

14 申請書を提出する者（登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合）	１）氏名（法人にあっては、名称及び担当者の氏名）	
	２）住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒
	３）電話番号	
15 動物取扱業者の別（登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	□第一種動物取扱業者　　□第二種動物取扱業者	
16 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	□販売： □保管： □貸出し： □訓練： □展示： □競りあっせん業： □譲受飼養業：	
17 第二種動物取扱業者の業種（登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	□譲渡し □保管 □貸出し □訓練 □展示	
18 親の雌犬又は雌猫のマイクロチップの識別番号（登録を受けようとする者が犬猫等販売業者の場合）	 マイクロチップの識別番号を記載できない場合の理由：	
19 添付書類	□マイクロチップ装着証明書	

備　考　この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第 24（第 21 条の７第３項関係）

第　　号

年　　月　　日

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律　第 39 条の５第１項の登録
第 39 条の６第１項の変更登録
をする。よってこの証明書を交付する。

環境大臣（指定登録機関）

登録日：　　年　　月　　日

1　登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2　暗証記号	
3　犬又は猫の別	□犬　　□猫
4　犬又は猫の品種	
5　犬又は猫の毛色	
6　犬又は猫の生年月日	年　　月　　日
7　犬又は猫の性別	□雄（オス）　　□雌（メス）

備　考　この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第 24（第 21 条の７第３項関係）

第　　号

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律　第 39 条の５第１項の登録
第 39 条の６第１項の変更登録
をする。よってこの証明書を交付する。

環境大臣（指定登録機関）

登録日：　　年　　月　　日

1　登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2　暗証記号	
3　犬又は猫の別	□犬　　□猫
4　犬又は猫の品種	
5　犬又は猫の毛色	
6　犬又は猫の生年月日	年　　月　　日
7　犬又は猫の性別	□雄（オス）　　□雌（メス）

備　考　この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第25（第21条の７第５項関係）

年　　月　　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

申請者　氏（フリガナ）　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の５第６項（同法第39条の６第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録証明書の再交付を申請します。

記

１　犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	

備　考　この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第25（第21条の７第５項関係）

年　　月　　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

申請者　氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の５第６項（同法第39条の６第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録証明書の再交付を申請します。

記

１　犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	

備　考　この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第 26（第 21 条の７第８項関係）

年　　月　　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

届出者　氏（フリガナ）　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

登録事項変更届出書

（氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号
犬又は猫の所在地
電子メールアドレス
犬又は猫の名
犬又は猫の毛色
犬又は猫の名若しくは毛色のほか特徴となるべき事項）を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の５第８項（同法第 39 条の６第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1　犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号		
2　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録年度		年度
3　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録番号		
4　変更内容	（1）変更前	
	（2）変更後	

備　考　この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第 26（第 21 条の７第８項関係）

年　　月　　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

届出者　氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
電話番号

登録事項変更届出書

（氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号
犬又は猫の所在地
電子メールアドレス
犬又は猫の名
犬又は猫の毛色
犬又は猫の名若しくは毛色のほか特徴となるべき事項）を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の５第８項（同法第 39 条の６第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1　犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号		
2　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録年度		年度
3　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録番号		
4　変更内容	（1）変更前	
	（2）変更後	

備　考　この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第27（第21条の８関係）

年　　月　　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

申請者　氏（フリガナ）　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

変更登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の６第１項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の変更登録を申請します。

記

１　変更登録を受けようとする者の個人又は法人の別	□個人　　□法人
２　変更登録を受けようとする者の電子メールアドレス	
３　犬又は猫の所在地	□登録を受けようとする者と同じ 〒
４　犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
５　犬又は猫の名	
６　犬又は猫の毛色	
７　５及び６のほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
８　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録年度	年度
９　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録番号	

様式第27（第21条の８関係）

年　　月　　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

申請者　氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

変更登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の６第１項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の変更登録を申請します。

記

１　変更登録を受けようとする者の個人又は法人の別	□個人　　□法人	
２　変更登録を受けようとする者の電子メールアドレス		
３　犬又は猫の所在地	□登録を受けようとする者と同じ 〒	
４　犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号		
５　犬又は猫の名		
６　犬又は猫の毛色		
７　５及び６のほか犬又は猫の特徴となるべき事項		
８　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録年度	年度	
９　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録番号		
10　申請書を提出する者（変更登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合）	１）氏名（法人にあっては、名称及び担当者の氏名）	
	２）住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	３）電話番号	

10 申請書を提出する者（変更登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合）	1）氏名（法人にあっては、名称及び担当者の氏名）	
	2）住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	3）電話番号	
11 動物取扱業者の別（変更登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	□第一種動物取扱業者　　□第二種動物取扱業者	
12 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（変更登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	□販売：	
	□保管：	
	□貸出し：	
	□訓練：	
	□展示：	
	□競りあっせん業：	
	□譲受飼養業：	
13 第二種動物取扱業者の業種（変更登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	□譲渡し	
	□保管	
	□貸出し	
	□訓練	
	□展示	

備　考　この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

11 動物取扱業者の別（変更登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	□第一種動物取扱業者　　□第二種動物取扱業者
12 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（変更登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	□販売：
	□保管：
	□貸出し：
	□訓練：
	□展示：
	□競りあっせん業：
	□譲受飼養業：
13 第二種動物取扱業者の業種（変更登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	□譲渡し
	□保管
	□貸出し
	□訓練
	□展示

備　考　この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第28（第21条の10第２項関係）

年　　月　　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

届出者　氏（フリガナ）　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

死亡等の届出書

（犬又は猫が死亡した
第21条の６の規定により、獣医師がマイクロチップを取り外した　ので、
登録されているマイクロチップの識別番号により犬又は猫の個体を識別することができなくなった）

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の８第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
２　届出事由の発生日	年　　月　　日
３　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録年度	年度
４　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録番号	

備　考　この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第28（第21条の10第２項関係）

年　　月　　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

届出者　氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
電話番号

死亡等の届出書

（犬又は猫が死亡した
第21条の６の規定により、獣医師がマイクロチップを取り外した）　ので、

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の８第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
２　届出事由の発生日	年　　月　　日
３　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録年度	年度
４　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録番号	

備　考　この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の九の改正規定は、令和七年九月一日から施行する。

（様式に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○環境省令第四号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の二十七及び第十八条の三十五の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月十七日

環境大臣　浅尾慶一郎

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（水銀濃度の測定） **第十六条の十九**　法第十八条の三十五の規定による水銀濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。 一　（略） 二　前条第二項の規定を適用する水銀排出施設にあつては、前号イからニの測定（以下この条において「定期測定」という。）において粒子状水銀を測定することを要しない。ただし、三年を超えない期間に一度以上、ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定することにより、前条第二項各号のいずれかの要件を満たしていることを確認すること。 三～五　（略） 六　前条第二項の規定を適用する水銀排出施設にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当する水銀排出施設である場合に限り、定期測定及び再測定に代えて、環境大臣が定める測定法のうち連続して水銀濃度の測定を行う方法によることができる。 イ　別表第三の三の三の項から六の項までに掲げる施設 ロ　別表第三の三の八の項に掲げる施設のうち、令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第二項に掲げる一般廃棄物を処理する施設に限る。）又は同法第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。） 七　前号の測定の結果は、水銀濃度を記録し、その記録を三年間保存すること。	（水銀濃度の測定） **第十六条の十九**　法第十八条の三十五の規定による水銀濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。 一　（略） 二　前条第二項の規定を適用する施設にあつては、前号イからニの測定（以下この条において「定期測定」という。）において粒子状水銀を測定することを要しない。ただし、三年を超えない期間に一度以上、ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定することにより、前条第二項各号のいずれかの要件を満たしていることを確認すること。 三～五　（略） （新設）

別表第三の三（第五条の二、第十六条の十八関係）

一～四	（略）	（略）
五	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	五〇マイクログラム
六～八	（略）	（略）
九	令別表第一の二九の項に掲げるガスタービンのうち石炭をガス化して燃焼させるもの	八マイクログラム
十	（略）	（略）

別表第三の三（第五条の二、第十六条の十八関係）

一～四	（略）	（略）
五	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	一〇〇マイクログラム
六～八	（略）	（略）
（新設）		
九	（略）	（略）

備考

１・２　（略）

３　この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び三の項から六の項までに掲げる施設にあつては第一号に掲げる式により、その他の施設にあつては第二号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。

一　（略）

二　C＝（21－On）／（21－Os）・Cs

この式において、C、On、Os及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。

C　水銀等の量（単位マイクログラム）

On　次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

一の項、二の項	6
七の項	10
八の項、十の項	12
九の項	16

Os　排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。）（単位百分率）

Cs　環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの（単位マイクログラム）

４　（略）

（大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年環境省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則別表第一の五の項中欄中「令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）」を「令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）」に、「四〇〇マイクログラム」を「三〇〇マイクログラム」に改める。

附則別表第一の五の項の次に次のように加える。

五の二	四〇〇マイクログラム

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の日において現に設置されている第一条による改正後の大気汚染防止法施行規則（この項において「新大気汚染防止法施行規則」という。）別表第三の三の九の項の中欄に掲げる施設（設置の工事が着手されているものを含む。）に係る新大気汚染防止法施行規則第十六条の十八の規定の適用については、同項の下欄に掲げる水銀等の量は、当分の間、一〇マイクログラムとする。

備考

１・２　（略）

３　この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び三の項から六の項までに掲げる施設にあつては第一号に掲げる式により、その他の施設にあつては第二号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。

一　（略）

二　C＝（21－On）／（21－Os）・Cs

この式において、C、On、Os及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。

C　水銀等の量（単位マイクログラム）

On　次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

一の項、二の項	6
七の項	10
八の項、九の項	12
（新設）	

Os　排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。）（単位百分率）

Cs　環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの（単位マイクログラム）

４　（略）